



Title	フランス憲法院による法律の憲法適合的解釈に関する一考察（五）
Author(s)	辻, 信幸; Tsuji, Nobuyuki
Description	論説
Citation	北大法学論集, 60(6), 155-198
Issue Date	2010-03-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/42994">https://hdl.handle.net/2115/42994</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR60-6_004.pdf



フランス憲法院による  
法律の憲法適合的解釈に関する一考察（五）

辻  
信  
幸

はじめに

第一章 日本とフランスにおける従来の議論

第一節 日本における従来の議論

第一項 日本における憲法院研究

第二項 大河原良夫による議論

第三項 蛭原健介による議論

(以上五八卷二号)

第二節 フランスにおける従来からの議論

一 解釈留保の起源と、フランス公法雑誌 (R. D. P.) における憲法院判決の扱われ方

第三節 フランスにおける解釈留保の扱われ方

第四節 小括一初期のフランスでの議論と、日本における議論との関係

(以上五八卷三号)

第二章 憲法院による解釈留保付諸判決

第一節 一九七〇年代までの諸判決

第二節 一九八〇年代までの諸判決

(以上五八卷六号)

26事件 C C 85 - 196 D C 判決・1985年8月8日

47事件 C C 89 - 268 D C ・1989年12月29日

(以上五九卷一号)

第三章 現在の議論一留保の三分類論と、単一性質論

第四章 フランス憲法院判決における解釈留保の意義

第五章 日本の最高裁判決において用いられた合憲限定解釈の再評価

結びにかえて

27 C C 86 - 207 D C 判決・1986年6月26日・通常法律（社会、経済の次元で、多様な措置を取ることを政府に許す法律）  
 代議士団、元老院議員団

本件で問題となった法律の第一条一項は、「企業に対して、より大きな運営の自由を保障するため、そして新たな競争法を定めるために、政府は、本法が公布されてから六か月の間、憲法第三八条が定める条件のもとで、物価と競争に関する経済法律、とりわけ物価に関する四五―一四八三オールドナンス（一九四五年六月三〇日）と、経済法上の犯罪に対する事実審理、訴追、処罰に関する四五―一四八四オールドナンス（一九四五年二月三〇日）の一定の条項を修正し、あるいは廃止する権限を授けられる」と定め、同条二項は、「新たな競争法の決定において、政府は、公権力の権限行使に、経済主体（agent économique）のための保障を追加し、その手続の対審的性格を保障する」と定めていた。通常は法律の領域に属する事柄について、法律公布の日から六か月間、オールドナンスで定めることを政府に授けたものである。付託者らは、政府がとるよう求められた措置の目的が、明らかにあいまいな方法で定められていること、一九四五年二月三〇日オールドナンスの廃止は、政府から、経済的金融的な危機の場合に、物価に対して直接に影響するすべての方法を奪う効果を有しており、かくして、国家的な災害に由来する負担の前でのフランス人の平等と連帯、あるいは国家生活の継続性という憲法上の要求に対応する保障を廃止することを許しているので違憲であると主張した。これに対し憲法院は次のように判断した。

②もし本法第一条が、政府に対して定めることを許しているオールドナンスの目的として、新たな競争法の定義を定め、企業運営のより大きな自由を探求することを定めているとしても、同条は、経済生活に関連する民法、商法、刑法、行政法、社会法各分野の規定全体を修正し、あるいは廃止することを政府に対して委ねていない。要求された授権が、

集中、競争、物価の統制に関する経済的法律、一九四五年六月三〇日のオールドナンス、七七一八〇六法律、そして物価の統制に関する特定の法律の条項の中に含まれる、経済的犯罪の抑止に関するものの特別の条項の修正や廃止に適用されるものであることは、準備作業と、そしてとりわけ議会における政府の宣言とによって明らかにされたそれらの用語に由来している。これらの限界のもとで、本法第一条によって与えられた授權は、憲法三八条の文言に矛盾しない。

⑳ 経済主体の利益となる保障と、諸手続の対審的な性格について、本法第一条二項によってもたらされた詳細な内容は、憲法的価値の原則や諸規範に由来するそれ以外の保障、とりわけ裁判的統制と防禦権に関する諸原則などに由来する保障を排除するものとして解釈されえない。これはさらに、経済主体の資格をもたない自然人や法人に対する保障を排除するものとして理解されえない。

㉑ 本法によるオールドナンスは、憲法第五五条の文言を誤解して、フランスの国際的な義務に反することはできない。

㉒ 上で述べられてきた限界と解釈の留保の下で、本法第一条は憲法に違反しない。

このように判断することで、憲法院は、オールドナンスによって定めることのできる範囲を限定した。

次に、本法第四条は、「本法の付属リストの中であげられている企業において、国家によって直接または間接に過半数の資本の所有権が保有されているものは、遅くとも一九九一年三月一日までに、公部門から私部門へと移転される。

この移転は、本法第五条に言及されているオールドナンスによって定められる規範に従い政府によって実行される」と定め、第五条は、「政府は、本法公布の日から六ヶ月間、憲法第三八条によって予定されている条件の下で、以下のことを授權される。一本法第四条に言及されているリストに定められている企業の移転のために、そして本法第七条二項

二文で言及されている取引に関する行政の許可を交付するために、以下の諸活動を行う。①企業の評価に関する規範と譲渡価格の決定②移転あるいは譲渡の法的・経済的方法と、支払いの方法③略④国の利益保護の条件⑤略⑥これらの移転あるいは譲渡に適用しうる財政的制度。二第七条で対象とされている以外の場合の、行政の許可の交付条件。二本法施行以前に行われた取引を合法化する条件を定める権限」と定め、第七条は、「私部門への財産権の移転は、法律によって承認される。…」と定めていた。付託者らは、本法は、第四条で対象となった企業が不十分な価格で譲渡されないようにする措置を盛り込んでおらず、さらに、一九九一年三月一日までにこれらの企業のうち国家が最大の出資者であるものすべての移転をするように政府に無条件に義務付けることは、国の独立に害を及ぼしうる外国への企業移転の可能性を排除することなしに、国の財産の重要な一部を安い価格で譲渡する効果を有することなどを主張した。これに対して憲法院は次のように判断した。

⑥0 本法第四条は、企業の移転実現のために、国家の財産的な利益に適合する価格で、そして国の独立を尊重する範囲においてのみ、一九九一年三月一日という期限日を予定したものととして解釈されねばならず、そしてその日までに開始され、あるいは完了されなかった移転は、新しい法律の条項によらねばなされえず、あるいは完了されえないものと解釈されるということが、先に見たところからいえる。

⑥1 同様に、第四条二項が参照する第五条は、移転される企業の価値の評価が、買い手となりうる者から完全に独立した権限のある専門家によってなされるという条項を、オルドナンスによって定めることを政府に対して課したものととして解釈されねばならない。その評価は、それぞれの場合の適切なバランスに従い、証券の市場価値、保有資産の価値、現実の利益、子会社の存在と将来の見通しを考慮することで、株式会社の全部または一部の譲渡の分野で一般に

行われている客観的方法に従い、導かれる。同様に、オルドナンスは、買収者によって示された価格が、そのような評価を上回るか、少なくとも同等ではない場合、その移転を禁止しなければならない。買収者の選択は、いかなる特権も行使されてはならない。国の独立は、保護されねばならない。他のすべての解釈は、憲法に違反する。

このように判断することで、委任による権限行使の期限を明確化するとともに、譲渡価格の算定や譲渡の方法について定めるオルドナンスについて、従うべき枠組みを明らかにしている。

第三に、本法第七条は、次のように定めていた。

第七条第一項 以下の所有権の私部門への移転は、法律によって定められる。

第一号 国家が、その資本の過半数を直接保有する企業。

第二号 法律の条項の適用によって、公部門に取り込まれた企業。

第二項 第一項で言及された以外の企業財産の、公部門から私部門への移転を実現する効果を有する活動は、第五条で言及されたオルドナンスによって定められた条件のもとで、行政権による許可に従う。このことに反するすべての法的な条項にもかかわらず、国家が会社資本の過半数を直接保有する企業の会社資本に対する私部門からの出資で、その財産を私部門に移転する効果を有しないものは、前項で言及された許可の条件に従う。

付託者らは、立法者が憲法第三四三項に由来する権限を不当に再委任しており、違憲であると主張した。これに対

して憲法院は、次のように判断した。

②⑨ここで審査されている本法第七条の条項は、憲法に反しない。しかしながら、先に確認したような憲法第三四条の要求に適合するために、第七条二項の対象となる行政の許可を交付する条件をあらかじめ定めるオルドナンスは、移転条件に關してあらかじめ示された諸規定を尊重するのみならず、一方で、移転価格への影響や、譲渡後も公部門のために残る負担を考慮し、他方で、定められた手続と割り当てられた権力に従い、移転の適法性と目的に対する実効的統制を保障しうるような条項を、同様に含まねばならない。さらに、地方公共団体が利害を有する企業に関する移転のために、問題の条項は、憲法第七条二条によつて示されている、これらの団体の自由な運営の原則を尊重せねばならない。最後に、その事業が全国的な公役務または事実上の独占の性格を示した企業の国有化に関する一九四六年憲法前文第九項の条項は、尊重されなければならない。

このように判断することで、オルドナンスが含むべき内容について明らかにしている。

なお第一五理由付けで、一方で、授權法律がこれらの規範や原則を誤解することを許すいかなる条項も含まないことを確認し、他方で、憲法の厳格な留保の下で解釈され適用されるといふ明らかな条件の下でのみ授權法律の憲法適合性を認めるといふことは、憲法院に属するとして、授權法律審査のあり方の原則を示し、その中で、解釈留保について言及した。この判示はそれ自体解釈留保ではないが、憲法院が自らの判決の手段として、解釈留保を位置付けていることを確認できる部分であり、指摘する価値がある判示である。

判決の主文において、「先に述べた解釈の厳格な留保の下で、本法は憲法に違反しない」と述べた。

論  
本件で問題となった法律は、代議士選挙に関する諸規定を定めていたものであったが、その第五条は、次のように定めていた。

第五条第一項 本法公布の日から六か月の間、政府はオールドナンスによって、選挙法附則別表一を定めることができる。

第二項 各県において作られる選挙区の数は、本法の附則別表一によって定められる。

第三項 その領域が島嶼、あるいは飛び地の部分を含んでいる県に關する場合を除いて、選挙区割りは、連続する領域によつて構成される。さらに、パリ、リヨン、マルセイユの都市部と、一ないし複数の、連続する領域によつて構成されていない、あるいは、一九八二年の人口調査において、四万人以上の人口を有するカントンを含んでいる県の中に作られる選挙区を除き、選挙区割りは、カントンの領域を尊重せねばならない。

第四項 選挙区間の人口の偏差は、不可欠の一般利益を考慮することを許すためのものである。いかなる場合においても、選挙区の人口は、県の選挙区の平均人口の二〇%以上隔たつてはならない。

付託者らは、とりわけ本条第四項が、同一県内の選挙区間で、県の平均から上下二〇%の偏差を特に条件もなく許しているが、これは一般利益の要請によつても正当化されえないものであること、特に選挙区の境界線がカントンの領域によつて拘束されない、人口四万人を越える一ないし複数のカントンを有している県ではそうであること、法律によつ

て許された偏差は選挙の性格を考慮すると過剰であり、平等選挙の原則を侵害する、などと主張した。これに対して憲法院は、次のように判断した。

②④もし平等選挙の原則にもたらされた例外が、それ自体、それぞれでは、評価の明白な過誤を生じたものではないとしても、それらの例外は、それらが併合されることによつて、この原則を誤解している状況を作り出すに至りうる。結局、本法第五条三項と四項の条項は、以下のように解釈されねばならない。第一に、連続した領域によつて構成されていない、あるいは、人口が四万人を越える、一ないし複数のカントンを含んでいる県において、カントンの境界を尊重しないという権限は、それらの（条件に該当する）カントンについてののみもたらされると考えるのが適切であること。第二に、第五条四項で言及された最大格差の適用は、例外的に、十分に正当化されるものに留保されねばならない。その権限の利用は、限られた範囲においてのみなされるのであり、事案ごとに、明らかに不可欠な一般利益に立脚しなければならないと考えるのが適切であること。最後に、選挙区割りの画定では、いかなる恣意も行つてはならないこと。以上のように考えるのが適当である。このほかのすべての解釈は、憲法に違反する。

このように判断することで、例外措置の対象となる範囲を限定するなどして、オルドナンスの内容を制限しようとしている。

第二に、本法第六条は、「第五条で定められた期間内に、政府は、オルドナンスによつて、権限ある地方議会の助言に従い、ニューカレドニアに二つの選挙区、仏領ポリネシアに二つの選挙区を定めることができる」と定め、一定の条件のもとで、オルドナンスでニューカレドニア等の選挙区割りをすることを認めるものであった。付託者らは、授権の

文言が明瞭性を欠いていることや、平等選挙の原則を侵害しているなどと主張した。これに対して憲法院は、次のように判断した。

⑳ 憲法第三四条により、国会議員の選挙制度を定めることは、法律の領域に属する。先に見た本法第六条の条項は、政府に対して、憲法第三八条によって委ねられた諸権力の行使において、憲法的価値の規範や原則の尊重、とりわけ平等選挙の原則の尊重を免除する目的も効果も持たないものであり、それ自体では憲法に違反しない。しかしながら、本条で予定されているオルドナンスは、問題の領域内での選挙区割りについて、人口比を本質的基礎として定めなければならぬ。もし政府が、検討された領域の特別の性格に結びついた不可欠の一般利益を考慮する権限を持つとしても、それは限られた範囲のものでしかない。最後に、選挙区割りの画定には、いかなる恣意も行うてはならない。これ以外のすべての解釈は、憲法に違反する。

このように判断することで、ニューカレドニアにおける選挙区割りについても、人口比を本質的基礎とすることなどの要件を満たすよう求めた。

第三に、本法第二条による選挙法典第一二五条は、人口の伸びに応じ、選挙区割りをしてから二回目の総合国勢調査の後で区割りの修正を行うことを予定していた。これに対し憲法院は、次のように判断した。

㉑ 平等選挙の原則の尊重は、代議士を選ぶための選挙区割りの確定が、人口の伸びに応じて、期限ごとの修正の対象になるということを意味している。このような伸びの確認は、それぞれの総合国勢調査に由来する。もし本条がこの

原則を誤解しているとしても、しかしながらそれは、将来において立法者を拘束しうるものではない。したがって、その無能力の性格を理由として、それが憲法に違反すると宣言する理由がない。

このように判断することで、法律の規定は区割後二回目の国勢調査によって区割り見直しをすると定めているにもかかわらず、それは立法者を拘束する趣旨のものではない、すなわち特に意味を持つ規定ではないことを明らかにした。判決の正文において、「上で述べた厳格な解釈の留保の下で、本法は憲法に矛盾しない」と述べた。

29 C C 86 – 211 D C 判決・1986年8月26日・通常法律（身元の統制と確認に関する法律）・・元老院議員団

本法律は通常法律であり、それゆえ憲法院への付託は任意的に行われるものである。しかし、元老院議員団によってなされた本件付託は、特に理由を提示することなくされたという点で、これまでに例を見ないものであり、特徴的なものであった。

ところで本法は、身元統制に関する刑事訴訟法の一部を修正し、補完することを目的とするもので、フランス国内にいるあらゆる人が、身元確認を受けねばならないこと、身元確認時の外国人や未成年者の取り扱い、また、身元確認を拒否した場合には指紋採録や写真撮影が行われうることや、それを拒否したものには懲役刑や罰金刑が科されうることなどを定めていた。このような規定に対して、憲法院は第二理由付けで、この元からある法律の固有の内容であれ、その射程であれ、考慮に入れねばならないと判断したうえで、次のように判断した。

④法律で予定されている諸規範や保障の全面的尊重を監視することは、司法権と行政権に属し、さらに万一の場合に、

侵された違法行為を無効にし、罰し、そして場合によっては損害を発生させた結果に対して補償を与えることは、権限ある裁判所に属する。

⑤これらの条件の下で、本法は憲法に違反しない。

このように判断することで、憲法院は、法律の厳格な適用の監視を促すと同時に、賠償請求が可能であることも特に確認をしている。

30 C C 86 - 213 D C : 1986年9月3日・通常法律（テロリズムと、国家の安全への侵害に対抗する法律）・・元老院議員団  
 本法第一条は、刑事訴訟法典に、第七〇六一一六条から第七〇六一二五条を新設することを定めていた。このうち、  
 新設される第七〇六一二三条は、次のように定めていた。<sup>286</sup>

第七〇六一二三条第一項 本法第六三条、第七七条、第一五四条を適用するために、本法第七〇六一一六条の適用領域の中に入る犯罪行為の一つに関する捜査または証拠調べのための必要性が要求する場合、成人に対する警察留置は、四八時間の追加延長の対象となりうる。

第二項 このような延長は、共和国検事の求めにより、警察留置が行われる地を管轄する裁判所長、あるいはその委任を受けたものによって許可され、また、本法第七二条、第一五四条によって予定されている場合においては、予審判事によって許可される。

第三項 当事者は、決定が下される前に、その延長について決定を下す機関に出頭せねばならない。

第四項 延長が決定された場合において、医学的な検診は権利である。共和国検事、あるいは本法第七二条と第一五四条によって予定されている場合においては予審判事が、その検診を担当する医者指名するための権限を有する。

付託者らは、個人の自由の尊重という観点から、このような場合は裁判官の面前での供述が求められること、医学的な検診は毎日行われるべきであることを主張した。これに対し憲法院は、次のように判断した。

⑰批判された条項の適用領域が、威嚇やテロによって公序を深刻に乱す目的を有する個人的集团的企てとの関連を理由として、特殊な捜査が求められている、特に定められた違法行為にもたらされる捜査と関係するものであることは、新刑訴法第七〇六―二三条に由来することである。この条文は、警察留置の延長が、当事者がその場にいなければならぬ法廷における、裁判官の決定に従うことを求めている。さらに、警察留置処分を受けた人の医療上の監視も命じられている。これらの条項は、警察留置処分を共和国検事の統制の下に位置付ける効果を有する刑事訴訟法典、あるいは、同法第六四条にしたがって、もし当事者が要求するならば、二四時間以内を受けられる医学的検査を要求している刑事訴訟法典の一般的な射程の規範に由来する保障に付加されるものである。したがって、新刑訴法第七〇六―二三条の条項は、憲法第六六条に違反しない。

このように判断することで、警察留置処分や医学的検診について、刑事訴訟法典の一般的な規定が本条によっても排除されないことを明らかにした。

本法第四条は、「行刑裁判官の決定は、司法行政措置<sup>(286)</sup>である。本法第七二〇—一条、第七二三条、第七三三—三条、第七三〇条の各条で定められている措置の一つに関する決定は、共和国検事の求めにより、すべての有益な聴聞を行い、意見書を要求したあとに、非訟事件を担当する評議部において判決を下す軽罪裁判所に、またもしそれらがその請求をしたならば、民事事担当の法廷に付託される。」と定める刑事訴訟法典第七三三—一条を挿入するものであった。付託者は、本法が、防禦権の尊重という憲法原則と矛盾する条項を含まないことを確認するよう憲法院に求めた。すなわち、直接的な違憲の主張は行われなかった。これに対し憲法院は、次のように判断した。

④本法第四条に由来する刑事訴訟法典第七三三—一条は、防禦権尊重の要求を満たしている。実際、共和国検事に対して、評議部でそれを決定する軽罪裁判所、あるいは必要であれば少年裁判所に対して付託することをゆだねることで、第七三三—一条は、権限ある裁判所は、すべての有益な事情聴取を行い、それらの意見書、そしてもしそれらのものがそうすることを求めるのであれば、民事事担当の法廷での証言を聴取した後でのみ、その決定を下しうるということを明らかにしている。これらの条項は、防禦権尊重の原則に従い、共和国検事によってなされた訴えを、受刑者に通知することを含んでいる。最後に、本条は、軽罪裁判所または少年裁判所の決定が、破壊申立の対象になりうると予定している。

このように判断することで、憲法院は、刑の軽減等の審査の場合に通知を受けられることや、それに関する決定が上訴の対象となることを明らかにしている。なお本件付託は、解釈留保を要求する付託と見ることができ、さらに、憲法

院がそれにこたえて解釈留保を付したといえる。その意味で、解釈留保の定着を示す一つの例である。

32 C C 86 - 215 D C : 1986年9月3日・通常法律（犯罪行為と犯罪への対抗に関する法律）…元老院議員団

本法第一九条は、「一九八六年一〇月一日から施行される本法第五条から第九条を除き、本法は、直ちに適用される。いずれにせよ、本法第一〇条と一二条とは、本法律が施行された後に宣言された有罪の場合にしか適用されえない」と定めていた。付託者らは、本法律全体について、厳格かつ明らかに不可欠の刑罰しか立法者は定めえないという原則の尊重と、防禦権を尊重していることを確認するように求めた。つまり本件でも、先に見た31事件と同様に、付託者らによって個別の条文に対する直接的な違憲の主張は行われなかった。憲法院は、前者の問題について第二理由付けから第一二理由付けで、後者の問題について第一三理由付け以下で判断しており、本法第一九条については、特に第二一理由付け以下で判断を示している。具体的には、第二一理由付けで法文の確認、第二二理由付けで人権宣言第八条を参照、第二三理由付けで、この規定は、処罰を目的として裁判所によって宣言される刑罰のみならず、自由剥奪刑を受けた者に、仮釈放や外出許可などに関する規定の適用を認めない期間を設定するものである保安期間にも拡大されること、そのような有罪性の評価は、より厳格な刑事法の不遑及の原則に従い、犯行の日に現行であった法律についてしか適用されえないことを確認したうえで、次のように判断した。

④かくして述べられた諸原則により、本法第一九条二項における、「法律の施行後に宣言された有罪」に対して立法者によってなされた言及は、その施行日より後になされた事実に対して述べられた宣言と理解されねばならない。他のすべての解釈は憲法に違反する。

このように判断することで、施行後に宣言された有罪とは、施行後になされた犯罪行為に対して宣言された有罪の意味に理解されねばならないことを明らかにした。

33 CC 86—216 DC・1986年9月3日・通常法律（フランスへの入国・滞在の条件に関する法律）…代議士団

外国人の入国条件について定めている四五—二六五八オールドナンス第五条は、フランスに入国するために、すべての外国人は以下の要件を備えなければならない、として各種の要件を掲げているものであったが、本法第一条一項は、その要件を定める第二号を、「国際協約と、コンセイユ・デタのデクレあるいはそれに関連するものによって定められる文書の制限の下で、一方で、その滞在の目的と条件、他方で、もし必要があれば、その生活手段とその帰国の保障」と改めることを定めていた。また、本法第一条二項は、同オールドナンス第五条五項について、「フランスの領土へのアクセスは、その存在が公序に対する脅威を構成する、または入国禁止あるいは国外追放の対象となったことのあるすべての外国人に対して、拒否されうる」と改めていた。同じく本法第一条三項は、同オールドナンス第五条最終項について、「入国拒否の決定は、諮問機関が一日の執行猶予を求めた場合を除いて、直ちに執行される。入国拒否に直面した外国人は、刑務所の運営に属しない部屋に、第三五条の二で予定された条件の下で、その出発までに厳格に必要な期間、留め置かれる」と改めていた。付託者らは、入国拒否に直接執行される性格を与えており、適切な裁判の保障なしに、亡命権を侵害する余地のある裁量権を警察権に委ねたままにしていると主張した。これに対して憲法院は次のように判断した。

⑥たとえ法律が沈黙している場合であってもその尊重が必要である、憲法第五<sup>(20)</sup>条によって定められている諸規範は、とりわけ一九六七年のニューヨーク議定書によって修正された、難民の地位に関する一九五一年ジュネーブ協定

といった、国内法秩序の中に導入された条約と議定書とに適用される。それぞれの権限の範囲内で、それらの国際条約の適用を監視することは、多様な国家机关に属する。付託書の書き手が主張するのは反対に、かくしていかなる適用除外もこの法律のなかに記されていない。それゆえ、一九四六年憲法第四項<sup>(20)</sup>に対するいかなる誤解も、本法第一条から引き出されえない。主張はそれゆえ、基礎づけられない。

このように判断することで、本法律の諸規定が、国際条約の下にあることを確認し、その適用に歯止めをかけたものである。

34 C C 86 - 217 D C .. 1986年9月18日・通常法律（コミュニケーションの自由に関する法律）.. 代議士団

本法第二八条は、地上波または衛星波<sup>(21)</sup>によって放送される視聴覚コミュニケーション業務の営業は、コミュニケーションと自由に関する全国委員会<sup>(21)</sup>によって定められ、許可保持者によって同意された特別の義務の尊重に従うといったことを定め、第二九条は、地上波によるラジオ放送業務の放送のための周波数利用許可を授与する条件を定めたもので、第八項はその許可要件を列挙していた。また第三〇条は、衛星波によるテレビ放送業務に割り当てられる周波数利用許可を授与する条件を定めたもので、第四項はその許可要件を列挙していた。付託者らは、この条項はその内容についてあいまいであり、さらに、介入の分野について不十分に定めていると主張した。これに対して憲法院は次のように判断した。

②本法第二八条から第三一条は、委員会に対して、優先的に「意見流通の多元的表現」を保護することを義務付けて

いる、本法第一条と第三条によって示された原則の下で解釈されねばならない。とりわけ、所与の地帯において、唯一の周波数しかないという仮説の下で、(放送の)許可を受けたものに対して、意見や見解の自由で多元的な表現の流通を確保することを目的とする義務を課することは、委員会に属する。同様の義務は、複数の周波数が存在するの多元主義の保障が満たされない場合にも命じられる。本法第二八条から第三一条の適用のために委員会に裁量的権限を委ねるところに導く、本法第一条と第三条によって定められている命令的な範囲の尊重に従うことのない他のすべての解釈は、憲法に違反する。

⑳さらに、それらの権限の行使において、委員会は、すべての行政権と同様に、国家の行政行為について議会に責任を負う政府によってであれ、それに利害を有するすべての人によってであれ適用されうる、合法性の統制に従う。

このように判断することで、本法第二八条から第三一条は、第一条と第三条の枠組みの中でのみ適用されることを明らかにするとともに、委員会の活動は合法性の統制に従うことを明らかにしている。

次に、本法第一四条は、次のように定めていた。

第一四条第一項 コミュニケーションと自由に関する全国委員会は、すべての適切な手段によって、国営番組制作会

社と、本法によって視聴覚コミュニケーション役割のために交付された許可の保持者によって放送

されている広告放送番組の目的、内容、方法について統制権を行使する。

第二項 政治的性格を有する広告放送は、選挙戦の期間外にしか放送されえない。

第三項 本条第一項及び第二項に対するすべての違反行為は、選挙法典第190—1条で定められている罰

で罰しうる。

付託者らは、政党に対して政治的な性格の広告メッセージを放送する可能性を開放することで、政党間の財源の不均衡に由来する不平等を政党間に作り出し、これはそれ自体で、平等原則や、憲法第四条に反するものであると主張した。これに対し憲法院は、次のように判断した。

⑥7委員会に対して「すべての適切な手段によって、国営番組制作会社と、本法によって視聴覚コミュニケーション役務のために交付された許可の保持者によって放送されている広告放送番組の目的、内容、方法」について統制する使命を与えることで、立法者は委員会に対して、本法第二十七条一項によって予定された、コンセイユ・デタのデクレの条項を尊重して、意見や見解の多様な流通という、民主主義的な表現のありようを保障する規範を定めるように間違はなく促しているということが、本法第一四条と第二十七条一項の条項の組み合わせから明らかとなる。本法第一条と第三条によって示された原則に従って、この要請を尊重することは、政治的性格の広告放送が、とりわけそれが有する財政力を理由にして何らかの特権を与えうるものであることを妨げる。これらの条件において、平等原則違反に由来する批判は、支持されない。

このように判断することで、多様な見解の流通を確保しようとするとともに、財力により政治的な広告の量が左右されることを抑えようとしている。

第三に、本法第四条は、「コミュニケーションと自由に関する全国委員会は、大臣会議のデクレによって以下から任

命される一三人の構成員からなる独立行政機関である。」としたうえで、大統領と各院の議長がそれぞれ二人ずつ計六人、コンセイユ・デタの構成員または名誉構成員で、少なくとも評定官の階級に達したコンセイユ・デタの構成員から選出された者一人、破毀院の評定官または名誉評定官、あるいは破毀院付検事局検事で、少なくとも評定官あるいは次席検事の階級に達した破毀院構成員から選出された者一人、会計検査院の評定官あるいは名誉評定官で、少なくとも主任評定官の階級に達した構成員から選出された者一人、アカデミー・フランセーズの会員から選出された同会の会員一人、計一〇人の委員が、テレビ・映画製作部門、電信部門、文字メディア部門からさらに各一人を選出し、全部で一三人の委員が選ばれるものとしていた。これに対して憲法院は、次のように判断した。<sup>(22)</sup>

⑨6 他方で、委員会は独立行政機関である。かくしてこの機関に与えられた独立性は、原則として、意見と見解の自由な通信と、社会的表現の流通の多元性を守るところにとりわけ結びついている憲法的価値の目的とのあいだで行われる調整に適合するものであるが、その独立性は、立法者の意思そのものにおいて、コンセイユ・デタ、破毀院、会計検査院によって指名される委員会の構成員が、これらの団体において、選出を行う日に業務を行っているメンバーによってもっぱら選ばれることを含意している。

このように判断することで、大臣会議のデクレなどによる自由な指名の可能性を一切排除し、コンセイユ・デタなどによって選出されたものが直ちに本委員会の構成員になることを明らかにした。

35 C C 86—225 D C・1987年1月23日・通常法律（社会秩序に多様な措置をもたらす法律）…代議士団、元老院議員団

本法第四条は、その第一項で、社会保障法典第八一四—二条として、「高齢者に関する制度により、最低年齢に達し、都市部、…に、デクレによつて定められた期間と条件の下で居住しているもので、前条において定められている上限を下回る財産を有しているものは、補足的手当を加算して支給される」と挿入した。第二項は、社会保障法典第八一三—五条が、同法七五—一条を参照している後に、「そこに居住している者、あるいは、デクレによつて定められている期間と条件の下で、海外県、サン・ピエール・エ・ミクロン、あるいはマヨットに居住している者」と挿入した。第三項は、社会保障法典第八二—一条一項の、「七五—一条」の文言の後に、「そこに居住している者、あるいは、デクレによつて定められている期間と条件の下で、海外県、サン・ピエール・エ・ミクロン、あるいはマヨットに居住している者」という文言を挿入するものであった。具体的には、特別手当や、連帯のための国民基金の補足的手当、成人障害者のための手当の支給に、最低居住期間を設けたことになる。付託者らは、これは憲法第二条に定める平等原則に反することなどを主張した。これについて、憲法院は第一六理由付けで、憲法第四条は、一九四六年憲法前文第一一項を確認したものであるといたうえで、次のように判断した。

⑰これは、立法者に対してであれ、政府に対してであれ、それぞれの権限に従つて、一九四六年憲法前文第一一項によつて宣言された原則を尊重して、これらの適用方法を決定することを命じている。本法第四条に予定されているそれぞれの場合において、先に見た憲法前文の条項を問題にしない方法で、そしてそのために、当事者が享受する余地のある多様な援助手当を考慮することで居住条件の期間を定めることは、命令権に属する。これ以外のすべての解釈は憲法に違反する。

⑱上で述べられた留保の下で、第四条は違憲ではない。

このように判断することで、実際に要件を設定する際に、一九四六年憲法前文第一一項の原則の遵守が要求されることを明らかにしたものである。

次に、本法第二三条は、七〇―一三一八法律に、第二五―一条から第二五―六条を挿入するものであった。そのうち第二五―三条は、「自由労働を行う医師は、直接にその報酬を受け取るか、あるいは病院勤務職員の仲介によって受け取るかを選択することができ。自由労働は、デクレによって定められた条件において、医師による病院への納付金の支払いを引き起こす」と定めていた。付託者らは、本条が平等原則に違反すると主張した。これについて憲法院は次のように判断した。

⑳これらの条項は、法律によって提示された条件を満たす医師全体に対して、公役務の利益がそれを妨げないものであるならば、自由な診療の契約の締結を求める同一の権利を開放している。それゆえ、法律の前の市民の平等原則に違反しない。法律によって設けられた、公役務の組織と職に関する規範に違反する制度は、以下の限りで、公負担の前の平等原則をさらに誤解しているところに導かれない。すなわち、自由な資格で診察する医師は、与えられた役割のための使用料を病院施設に対して払い込むよう拘束されている。与えられた役割の使用料は、用いた技術的な設備や場所の使用料のみならず、施設によって提示された人の人件費に相当するものでなければならぬ。結局、自由診療契約を結んでいない医師は、本法第一六条三項に従って、増大した社会的保護を享受する。

このように判断することにより、自由診療をする医師が支払う使用料の内容を明らかにするとともに、その契約を結んでいない医師に与えられる保護を明らかにしている。

判決主文において、「上で述べた留保の下で、その他の条項は憲法に違反しない」と述べた。

36 CC 87 - 228 DC · 1987年6月26日 · 組織法律（第一級の職に任命された司法官の状況について） · 首相（義務的付託）  
本判決は、組織法律に対して解釈留保が付された最初の事例である。はじめに、本法が制定された背景について、若干説明しておく。司法官の地位に関する五八―一二七〇オールドナンスを適用する五八―一二七七オールドナンスの第二〇条は、その第一項で「昇進を得るに価すると判断された司法官は、アルファベット順に記載される」と定め、第二項では「委員会は、議事録に記載される決定によって、その候補者記載の効果を、第一級のいなし複数の職に限定することができ。この決定は公表されない。この決定は、階級的な方法によって、当事者に伝達される」と定めていた。この伝達行為を欠いた司法官の指名について、コンセイユ・デタが五八―一二七七デクレに定められた要件を満たしていないとして、それを無効とした。本法は、そこで問題となった指名を有効化するために制定されたものである。

本法は単一条からなり、「本組織法律施行以前にデクレによって行なわれ、そしてその日までに無効判決の対象となっていない第一級の役職への司法官の指名は有効化される。これらの指名は、その指名が、関係する司法官が昇進一覧表に記載されることに伴う限界に関連しない、あるいはそれらの司法官が昇進一覧表に記載される方法が、適用しうる法令の条項に適合しない場合に、有効化される。②本組織法律施行日以前に第一級の役職についたが、その指名が無効判決の対象となった司法官によってなされた諸行為は、その違法性が当事者である司法官の指名以外の理由による場合を除いて、有効化される」と定めていた。組織法律の義務的付託をうけた憲法院は、次のように判断した。

⑥「適用しうる法律の条項に適合しない」ような、昇進一覽表への司法官の記載方法を有効にすることで、立法者は、単純に、先に見た一九五八年一月二二日のデクレの、第二〇条二項<sup>(23)</sup>によってなされた適用を対象とすることをのみを欲している。

このように判断することで、本法によって指名が有効化される範囲を、コンセイユ・デタの判決で無効とされた領域に限定したものである。

37 CC 87-230 DC・1987年7月28日・通常法律（社会秩序に多様な措置をもたらす法律）…代議士団

本法第八九条は、その第一項で、「国家、地方公共団体、公役務に従事するものによってなされた役務の欠勤に対する給与削減に関する八二―八八九法律第一条、第二条、第三条、第五条、第六条は、廃止される」と定め、第二項は、「結局、以下の条文が復活する。一九六一年予算法律第四条、六一―八二五法律。また、七七―八二六法律、八二―八八九法律第五条、第七〇条は廃止される。その起草において六三―七七七法律第六条に由来する労働法典第五二―一六条と、先に見た八二―八八九法律第三条は、修正される。」と定めていた。すなわち本条は、八二―八八九法律を廃止し、旧法に戻すことなどを定めていたことになる。これにより、第一に、特別の地位を与えられた官公庁職員や公務員に、月々清算される給与を受けているすべての人と同様に、公務の兼職についてレグルマンによって定められた方法に従い、一日の仕事のうち何らかの部分についてなされた役務が欠如すれば、そのレグルマンによって不可分性が課されている給与の一部と同額の金額が天引きされると定めているレグルマンが適用されるようになった。この規範を適用するために、公務員らが勤務時間の一部または全部についてその職を行うのを差し控えた場合、そして勤務時間中は勤務をしたけれ

ども、その職に結びついた役務の義務の全部または一部を執行しないとときに、なされた役務がないと定めていた。すなわち、公務員等の欠勤や役務義務の部分的不執行の場合、それに見合う額が、給与のうち家族扶養手当を除いた分から天引きで削減されることとなった。

第二に、本法八九条によって、一九七三年一月二日の七三一二法律に付属する労働法典第L五二一―一六条が復活することとなった。これにより、給与と家族扶養のための手当以外の手当から、合議にもとづく労働の中止に起因する役務の欠勤については、それに比例する給与の削減がなされることとなった。すなわち、報酬の種類が何であれ、労働日数より少ない期間の労働の中止は、その日数に対応する報酬と同額の天引きを引き起こすのである。付託者らは、本条は憲法上認められた権利の行使<sup>23)</sup>に対して金銭的な制裁を課せようとするものであることや、公共財政から導かれる原則に対応していないことなどから、その目的において違憲であること、また、公役務の行使に直接関係せず、それゆえ公共財政の規則に従わない私法の適用を受ける公務員 (agents de droit privé) にも適用が及ぶので、その適用領域からしても違憲であるなどと主張した。これに対し憲法院は次のように判断した。

⑩公務員がその勤務時間の全部または一部において勤務することを控えたとき、あるいは、その勤務時間中は勤務をしたものの、法律やレグルマンにおいてその職位と結びついている役務の義務の全部または一部を執行しなかったときに、なされた役務がないということが明らかにされているとしても、これら役務の不執行の確認が、懲戒手続においてなされるような、公務員個人の行動に対するいかなる評価も含んではならないものであるからには、これら役務の不執行となつて現れるこれら二つの理由のいずれも、懲戒的サンクションの性格を、月給からの天引きに与える効果を持ちえない。結局、とりわけ役務の義務に関する場合において、その不執行は公務員の行動に対する評価をもた

らす必要がないほど実的に証明されうるような、十分に明らかなものであることが必要である。個別の適用措置において遵守されねばならないこれらの条件と、公務員が通常の裁判による救済手段を自由に使えることを尊重するという条件の下で、給与の天引きは会計上の射程の措置にとどまる。この控除は、その正当化とその適用条件とを考慮して、ストライキ権を侵害しない。

このように判断することで、給与の天引きが懲戒的性格を持たず、ストライキ権を侵害するものではないことを明らかにした。

38 C C 87-237 D C .. 1987年12月30日 .. 通常法律 (1988年予算法律) .. 元老院議員団

本法第六八条は、課税一般法典に、第二三二-A条から第二三三-Q条を追加するものであった。そのうち第二三三-L条は、課税一般法典の第一編第一節第二章に、「第二二四条Aの条項は、同じグループ内の会社によって、ほかのグループ会社に対して割り当てられた配当金の額には適用されえない。第六項(a)一九八七年二月一六日以降に行われる合併あるいはそれと類似する取引の結果として、本法第二〇九条第二項の適用でその繰越が許される赤字で、そのグループ入りする前に出資を受けた側の会社によって控除されなかったものは、予算を担当する大臣の認可の下で、そしてその認可によって定められる限界の下で、その会社の将来の利益に対して繰越されうる。グループ内のある一社が他社から出資を受けるとき、出資をする会社の赤字、あるいは出資を受ける会社の赤字で、合併またはそれと類似する取引以前に、あるいはその取引履行日に償却されていない赤字は、予算を担当する大臣の承認の下で、そしてその承認によって定められる限界の下で、グループ会社の将来の利益に対して繰越されうる」と定める第八セクション

を補完することを定めていた。この、合併時等に有利な税制を受けるために大臣の承認を要するという点について、付託者らは、大臣に対して国税上の承認権を委ねたもので立法者が大臣に対して課税権を再委任したものであるから、憲法第三四条に違反すると主張した。これに対し憲法院は、次のように判断した。

①法律によって定められたそのほかの基準が欠如しているので、承認の要求は結局、憲法三四条によって法律にしか属していない、税上の特権の適用領域を定める権力を、大臣の権限に委ねたものでない。ここで考慮されている場合において、承認の要求は、予算を担当する大臣に対して、立法者によって追求された目的にしたがい、問題となつてゐる再構成（リストラ）、グループ化あるいは出資が、法律によって定められた条件を満足するかどうかを確認する権力を委ねたのみである。かくして、法律の適用に必要なそれぞれの措置をとることを、担当する大臣の権限に委ねようとしただけのものである、付託者たる代議士団によって異議を唱えられた条項は、あらゆる性格の租税の基礎、成立及びその徴収の態様に関する規範を定めることを立法者に委ねた憲法第三四条を誤解していない。

このように判断することで、大臣の認可権は裁量的なものではなく、法律上定められている要件を満たすかどうか確認する機械的権限でしかないことを明らかにした。

39 CC 87 - 235 DC .. 1988年1月5日 .. 組織法律（共和国大統領の普通選挙に関する組織法律を修正する法律） .. 首相（義務的付託）

本法単一条は、七六一五二八法律と八三一〇九六法律によって修正された、大統領の普通選挙に関する組織法律の

価値を有する六二―一二九二法律第三条二項を、「このリストは、少なくとも第一回投票の一八日前に、少なくとも五〇〇人の国会議員、州会、県会、パリ市議会、海外領土の議会の各議員または市町村長によって、憲法院に送付された推薦を考慮して、憲法院によってあらかじめ確立される。候補者は、推薦の署名者の中に、それらのうちの一〇人以上が同じ県あるいは海外領土で選出された者であることなしに、少なくとも三〇以上の県あるいは海外領土から選出された者が署名している場合にしか、リストに登録されえない」と定めるものであった。義務的な付託を受けた憲法院は、これに対して次のように判断した。

②七六一―一二二二法律によってマヨットに、そして八五―五九五法律によってサンピエール・エ・ミクロンの地位にもたらされた修正にもかかわらず、七六一―五二八組織法律の条項を繰り返すところに限定されたことで、本法は、これらの地方団体の中で選挙による公選職についているものから、大統領選挙の候補者を推薦する権利を授けられた市民の資格を奪うことを欲しておらず、(もし奪うならば)このことはさらに、平等原則に違反することになる。

このように判断することで、マヨットとサンピエール・エ・ミクロンが、海外県から特別地方公共団体 (*collectivité territoriale à statut particulier*) に変更されたことは、大統領候補者の推薦人を出す資格に變動をもたらしていないことを明らかにした。

40 C C 87 - 232 D C : 1988年1月7日 : 通常法律（全国農業金融公庫の農業共済組合化に関する法律） : 元老院議員団、

代議士団

本法は、「農業金融公庫」という組織について、名称はそのままに、株式会社化することを定めていた。本法第一条は、新会社が、旧法人の資産および権利義務の一切を承継すること、本法第四条は、国家が、同条が列挙したものに対して新会社の株式をすべて売却しうることを、売却条件は八六一九一二法律、いわゆる民営化法律の枠組みに従うこと、第五条は、売却価格の決定においても八六一九一二法律の枠組みに従うことなどを定めていた。また第八條二項は、「取締役会は、レジオン農業相互信用金庫の取締役の資格を有さねばならない社長を選出し、<sup>(26)</sup> 会社の指導（執行部）を確保するものにする副社長を指名する。副社長の指名は、国家によって利子補給される貸付の配分権がその会社に専属的に割り当てられているからには、財政と農業を担当する大臣の承認に従う。」と定めていた。これに対して、付託者らによって、一方で、私部門に移転された公企業の価値のすべての正確な評価を禁じている点において、他方で、私部門に独占を与えられた公役務を割り当てることを許している点において、違憲であると主張された。後者については、具体的に、利子補給される貸付の分配の分野で全国公庫に認められた独占は、公庫の価値の本質的要素であるとされ、それゆえ、この独占の維持が廃止かについて影響を与える不明瞭さは、国家によって提示される株式の価格を定めることを不可能にし、結局、公部門の企業を私部門に移転することに関係する憲法上の要求を満足しないと主張された。これに対して憲法院は、次のように判断した。

⑳ 企業の価値に対するすべての評価は、多くの場合において、大きく不確かなものになりうる、確実でないデータを考慮することを含んでいる。したがってたとえその評価が困難なものであったとしても、それは不可能ではない。公

部門から私部門に移転される企業の価格に関する憲法的価値の原則を満足するためには、その評価が適切な技法を尊重するなかで、客観的かつ公正な方法で行われることで十分である。

②⑦この観点からすると、現在審査されている法律の第四条と第五条とは、新会社株式の取得方法や譲渡価格について、民営化の方法に関する八六一九一二法律の条項を参照している。たとえ本法第五条が、八六一九一二法律が予定していたことと異なり、株式の取得者が支払いの猶予を受ける可能性を考慮したとしても、万一の場合、買い手に与えられた支払い猶予によって買い手が受ける利益を考慮することは、譲渡価格を評価し決定することに責任を有する組織や機関に属する。

②⑧現在審査されている法律の第八条二項は、憲法上の要求について、全国農業金融公庫の株式譲渡価格の決定を不能にする効力を持ちえないということは、このことによる。

このように判断することで、企業価値の判断において客観的かつ公正な判断が求められること、譲渡価格の設定において、支払い猶予による受益分を考慮しうることを明らかにした。

41 C C 87 - 240 D C : 1988年1月19日・通常法律（証券取引諸法典）…代議士団

本法第一三条は、一九六七年の六七―八三三法律第五条の前に、「第五A条第一項 その使命の執行を確実にするために、証券取引委員会は、授権された係官に対して、特別の議決により、資金公募会社、金融機関、銀行取引仲介業者、証券会社、そして有価証券や上場されている金融商品、期日変動式または投資一任契約を保障している契約を競合して結んでいる個人に対して、調査をさせることができる。調査を担当する係官への授権は、コンセイユ・データのデクレに

よって定められた方法に従い、証券取引委員会の長によって与えられる。第五B条 証券取引委員会は、授権された係官に対して、同様に、特別の議決によって、これらの調査を、資金公募会社を支配している人と、商事会社に関する六六一五三七法律第三五七―一条と第三五七―三条に適合する連結（決算）の対象となる子会社に対して行いうる」と定める第五A条と第五B条を挿入することを定めていた。付託者らは、調査を行うことを授権された公務員は、警察官でも証取委のメンバーでもないことがありうるし、それらの授権は、目的についても期間についても限定されておらず、さらに、調査を行うように命じる証取委によって行使される使命も十分に明らかではないことなどを指摘し、本法は市民の権利を守るために必要な保障を伴っていないと批判した。これに対し憲法院は、次のように判断した。

⑤一九六七年九月二八日オルドナンスに付加された第五A条の適用により授権された係官に委ねられた諸権力が、行政的調査を導くところに限定されるということは、法律の準備作業によって明らかにされた、本法第一三条のテキストに由来する。これらの係官は、すべての文書と、そしてそこがもっぱらその利用に充てられているという条件のもとで、すべての職業活動がおこなわれている場所にアクセスする。しかしながら、彼らは、いかなる金銭の差押の可能性も持たず、いかなる家宅捜索や付託もなしえない。調査を受ける人が、授権された公務員の使命の行使を妨げたとしても、このような抵抗は、場合によっては本法第一五条による一九六七年九月二八日オルドナンス第一〇条最終項によって予定された刑事制裁の適用を引き起こしうるものでしかない。

このように判断することで、本件調査は行政目的の調査に限定されていることを明らかにするとともに、その結果として強制的な捜索などができないことを明らかにした。

次に、本法第一四条は、六七―八三三オールドナンス第五条二項を、「これらの係官は、次のような第三者を対象として、彼らの任務を行使するのに有益なすべての情報を収集することができる。調査がもたらされる証券、金融商品、各種契約の振出人の会計のために、あるいは委員会の統制のもとにある市場に参加した個人の会計のために、取引を遂行したものを。」と改めることを定めていた。付託者らは、本条についても、第一三条と同様の問題があると主張した。これに対して憲法院は、次のように判断した。

⑨本法第一四条は、単に、授権された係官に対して、彼らの指名する第三者を対象として、彼らの使命を行うに際して有益なすべての情報を集めることを許している。その目的を理由として、このような条項は、刑事的制裁がないのと同様に、授権された係官に対して、家宅搜索や付託を行うことも、何らかの金銭の差押をもたらす行為をすることも許しえない。

このように判断することで、係官の行使しうる権限を限定した。

42 C C 88 ― 242 D C ・ 1988年3月10日・組織法律（政治生活の財政的透明性に関する組織法律）・・首相（義務的付託）

本法第一条は、共和国大統領候補者に対して、憲法院に対して財産状況を宣言した封書を提出することと、その職を満了しあるいは辞職する時に同様の書類を提出し、それが官報に公表されることを要求していた。また本法第二条から第四条は、大統領選のための選挙費用を規制する目的を有していた。このうち本法第四条二項は、六二―一二九二法律第三条五項を、「彼らに適用しうる選挙支出の上限額の二〇分の一と等しい額が、一括補償として候補者に払い戻される。

この額は、第一回投票で投じられた票のうち5%を獲得した各候補者については、上限額の四分の一に増額される。その額は、その選挙会計報告においてあとづけられた候補者の支出額を超過することができない。前段で定められた一括補償金の払い戻しは、先に見た前段第二文の規定に合致しない候補者には実行されえない」と定めていた。義務的付託を受けた憲法院は、これに対して、次のように判断した。

⑥上で分析された諸条項は、選挙の支出に対する国家による払い戻し措置が、自然人ないし法人を豊かにするところに導かない限りで、憲法的価値のいかなる規範にも原則にも違反しない。

このように判断することで、払い戻しの額が、候補者の支出以下にとどまらねばならないことを確認した。

なお、第一四理由付けにおいて、第一三五―一条の三項、四項、五項と第一三五―二条は、組織法律の枠外にあるとした上で、第一五理由付けで、組織法律の効力を有する第一二八条一項、第一三五―一条一項、二項も、法律の効力を有する第一三五―一条の三項、四項、五項と第一三五―二条も、憲法に違反しないと述べている。これにより、これらの条項は、組織法律の中に含まれているものの、組織法律の性格を含まないことを明らかにしている。これは、見方によつては、法律の形式に関する解釈留保と見ることもできる。すなわち、該当する条項については、将来改正する際に、組織法律の形式による必要がないということである。

判決本文において、「組織法律の性格を有するものであれ、通常法律の性格を有するものであれ、憲法に違反しない」と述べている。

43 CC 88-250 DC・1988年12月29日通常法律(1988年補正予算法律)・・代議士団

本法第四七条は、「一九八三年三月一日から一九八七年一月二日八日の間になされた、ブルーージュ都市圏都市交通単一目的市町村協同組合を援助するための、輸送に関する出資金の徴収は、有効化される」と定めていた。これは、一九八七年一月一三日のコンセイユ・デタ判決<sup>(17)</sup>が、その徴収を無効と判断したのに対抗して定められたものである。付託者らは、規範の一般的な射程を修正するのではなく、特定の状況を対象としているものである点で、本条が平等原則に反していると主張した。これに対して憲法院は次のように判断した。

⑰本条は、訴訟について判決したコンセイユ・デタによって違法と宣言された、協同組合への交付を有効にはしない。本法律によって行われた有効化は、市町村協同組合を構成するコミュニティが、その出資金の払い込みがなされたときに、法的に要求されている一〇万人の住民という閾値に法的に到達していない、ということから引き出された訴訟理由を無効力化すること以外の射程を持たない、ということが、議会における議論から明らかになる。本法律は、既判力を有する裁判の判決から生ずる諸権利であれ、抑圧的性格のテキストの不遡及の原則であれ、侵害することを許しているものとして解釈されえない。

⑱これらの条件のもとで、そして一九八七年一月一三日のコンセイユ・デタ判決によって明らかにされた市町村共同組合固有の状況のもとで、本法第四七条は、平等原則も、その他の憲法的価値の原則や諸規範も誤解しない。

このように判断することで、本法律による有効化の射程を限定した。

44 CC 88 — 248 DC — 1989年1月17日・通常法律（通信の自由に関する86—1067法律を修正する法律）…代議士団

本法第十九条は、八六一—〇六七法律第四二条を、新第四二条と、第四二—一条から第四二—一条に改めることを定めていた。そのうち、第四二—一条は、「視聴覚コミュニケーション役務を展開するための許可の保持者が、上で言及された義務を尊重せず、または、保持者に向けられた催告に従わない場合には、視聴覚上級評議院は、その違背に対して、その重大性に応じて、以下の制裁の一つを宣言することができる。一 催告を経た後、最高一ヶ月間の、視覚コミュニケーション役務許可の停止または一部番組の停止。二 一年を上限とする、許可期間の縮減。三 違背が刑事罰を構成するほどではない場合に、役務の許可あるいはプログラムの一部の停止を伴う、金銭上の制裁。四 許可の撤回。」と定め、第四二—二条は、「金銭上の制裁の額は、過去直近の一二箇月で計算された、税金を除く総収入の三%を超えることのない範囲内で、なされた違背の重大さと、許可された役務において、違背行為から導かれた利益との関係によって決定されなければならない。同じ義務に対する違反を繰り返した場合には、制裁額の上限は上記総収入の五%とする。」と定めるものであった。付託者らは、制裁を引き起こしうる違反行為について明確に定めることなしに罰金を定めていることを指摘し、行政的制裁の原則が認められるとしても、これらの条文は、罪刑法定主義を定める人権宣言第八条に違反するし、同様に、公的自由を行使するために市民に与えられる基本的保障を定めることを法律に留保している憲法第三四条にも反すると主張した。これに対して憲法院は、次のように判断した。

③⑧ 視聴覚上級評議院に割り当てられた制裁権は、本法第四二—三条と第四二—九条によって規定されている場合に限り、視聴覚コミュニケーション役務を営業するための許可を保持しているものが、法律ないしレグルマンのテキストによって、そして本法第一条が定める原則によって、彼らに課されている義務を尊重するよう催促された後で、

そして当事者が上述の義務を尊重し、あるいは彼らに差し向けられた督促に従うことを怠った場合にしか行使される余地がない。制裁されうる義務は、法律の文言に由来する義務、あるいは、立法者によって定められた範囲内において、視聴覚職務のさまざまなカテゴリーの義務を決定している一般規則を定める法律またはレグルマンのテキストを適用した許可決定によって、その尊重が明らかに課せられているものに由来する義務に限られる。

③<sup>9</sup>上で言及された解釈の留保の下で、本法第四二―一条と第四二―二条とは、人権宣言第八条にも、立法者の権限の範囲を定める憲法第三四条にも、違反しない。

このように判断することによって、視聴覚上級評議院が、制裁をもって強制しうる義務の内容を限定した。

45 CC 89―257 DC…1989年7月25日…通常法律（労働法典の修正と、経済的事由の解雇の予防及び配置転換権に関する法律）…元老院議員団

本法第二九条は、労働法典に、第三二―一五条として「代表的労働組合組織は、裁判所において、賃労働者のため、本法典第三二―一六条三項の対象となる、経済的事由の解雇、または労働契約の破棄を管理する法律、レグルマンあるいは協約の条項に由来するすべての裁判上の訴えを、当事者からの委任の証明を義務付けられることなしに行いうる。この委任は受領通知付き書留によって連絡されねばならず、組合組織が賃労働者にその意思を伝えた日から一五日の期間に異議申し立てがあつてはならない。<sup>28</sup>この期間満了から、労働組合組織は使用者に対して、受領通知付き書留によって、訴訟を提起するその意思を送付する。賃労働者は常に、組合によって開始された訴訟に参加しうる」と挿入することを定めていた。付託者らは、この条文が賃労働者の自由、とりわけ良心の自由を侵害していると主張した。これに対

し憲法院は、次のように判断した。

②⑥組合組織に対する賃労働者の自由を尊重するためのこのような条項は、行われる訴訟の性格と目的、その同意の射程、そして賃労働者がその訴訟をいつでも終わらせることが認められることに關するすべての有益な記述が、当事者に送られる書簡の中に含まれている、ということの意味している。その訴訟を開始するとき、賃労働者が上に言及されたことを含む書簡を個人的に知ったことを組合が証明しない限り、賃労働者の暗黙の同意は得られたものとみなされない。本法第二九条が賃労働者の個人の自由を違反しないのは、これらの留保の下でのみである。

このように判断することで、労働組合から賃労働者に対して送られる書簡が含むべき内容を明らかにし、組合側の活動の自由を一定の枠をはめた。

46 CC 89 - 260 DC .. 1989年7月28日 .. 通常法律（金融市場の安全と透明性に関する法律） .. 元老院議員団

本法第五条は、証券取引委員会に関する六七 - 八三三オールドナンス第九条以下に、条文を追加することを定めていた。それにより追加された第九一二条は、次のように定めていた。

第九一二条第一項 前条で対象とされた違反行為を行った者に対して、証券取引委員会は、対審手続のあとで、以

下の制裁を宣言することができる。

第一号 一〇〇〇万フランを越えない金銭的制裁。

第二号 利益があつた場合に、その利益の総額の一〇倍を超えない金銭的制裁。金銭的制裁の総額は、犯された違反の重大性と、それらの違反から引き出されたアドバンテージあるいは利益に対応したものでなければならぬ。

第二項 当事者は、代理され、補佐されうる。

第三項 証券取引委員会は、同様に、それが指定する雑誌あるいは出版物に、その決定を公表するように命じることができる。金銭的制裁の場合、費用は当事者によって負担される。

第四項 証券取引委員会の決定は、理由付けられる。金銭的制裁の場合、その額は国庫に納められる。

付託者は、刑事制裁とみなされうる金銭上の制裁の存在は、二重処罰の禁止という憲法原則に反すると主張した。これに対し憲法院は、次のように判断した。

②② それでもなお証券取引委員会に対して、違法行為を行った本人によって実現された利益の総額の一〇倍までに至りうる、同一の事実を理由として宣言される刑事制裁と累加される余地があり、そして刑事制裁自体と同一額に至りうる金銭的制裁を宣言する可能性が認められている。この二重の手続きの可能性が、かくしてサンクションの併合を導くとしても、比例性の原則は、いずれにせよ、場合によつて宣告される制裁の総額が、課せられるサンクションのひとつの最高額を超えないことを含んでいる。それゆえ、修正された一九六七年オールドナンスの条項の適用における、この要求の尊重を監視することは、権限ある行政機関と司法権に属する。

②③ この留保の下で、付託された法律の第五条は違憲ではない。

このように判断することで、刑事罰と行政罰の併科は可能であるが、しかし併科された金銭的処分の総額が、刑事罰または行政罰の単一の処罰の最高額を超過してはならないことを明らかにしている。

47 CC 89-268 DC・1989年12月29日・通常法律（1990年予算法律）・・代議士団、元老院議員団

本法第一〇五―一二条は、課税一般法典第九〇D条に、「本店がフランスの外にある法人は、その本籍地がフランスであれ外国であれ、実効的な指令の本部をフランスの外に有する法人とみなされる。それらの不動産あるいは不動産権の保有者である法人、またはそれ自体で不動産あるいは不動産権の保持者であり、出資の連鎖に名義を貸した第三の法人における出資の保持者である法人において、いかなる形式と比率においてであれ、出資分担保を保持しているすべての法人は、名義貸し法人によってフランスの不動産あるいは不動産権を有しているとみなされる。この条項は、名義を貸している法人の数がどうであれ、適用される」と付け足すものであった。付託者らは、本条の解釈的な性格が、破棄裁判官に保障された憲法上の独立を侵害することなどを指摘した。これに対し憲法院は、次のように判断した。

⑧ 法律的価値を有する民法典第二条の条項を除いて、立法者は、一般的利益の理由のために、税務当局や裁判官が適用する使命を有している諸規範を適及的に修正しうる。いずれにせよ、税務関連立法の適及的適用は、二重の限界に直面する。一方で、人権宣言第八条で示された、抑圧的諸法律の不適及原則に従って、税務関連の適及的法律は、旧法律のもとでは規制されていなかった、新条項の公布以前になされた新条項上の不正行為により、納税者に制裁を科すことを許しえない。他方で、税務に関する法律の適及的適用は、過去の、既判力を有する裁判の判決によって諸権利が認められている納税者に損害を与えない。

⑧1本件で、立法者は、税務に関する一定の条項について、遡及的效果をもってその射程を明らかにすることで、その結果が国家にとって損害を与える結果となるところに導く争訟が展開されることを回避しようと望んだ。第一〇五条のテキストのなかには、既判力を有する過去の裁判の諸判決で、納税者のほうが有利になるような形で生じた諸権利を侵害するものは何もない。本法律は、抑圧的性格の法律の不遡及原則に違反しない。かくして、本法第一〇五条第五パラグラフに対して主張された不満は退けられる。

このように判断することで、本条の規定にかかわらず、既判力のある判決の効力は維持されることを明らかにしている。

次に、本法第一〇八条一項は、課税一般法典課税手続編第L一六一B条を修正するもので、同条第二項第二文のあとに、「裁判官は、自らが考慮し、本件でその証拠が搜索されたところの、不正な活動の存在を推定させる事実的法律的諸要素を示すことによって、その判決を理由付ける。もし捜査の際に、授權された係官が、金融機関のなかで、搜索を受けている場所を占有している人が保持者であり、第一項の対象となる不正行為とかわりのある書類または文書がそこに存在する可能性のある金庫の存在を発見したならば、係官らは、オールドナンスを解釈する裁判官によって、すべての手段で付与された許可のもとで、直ちに金庫の搜索を行うことができる。この許可の記載は、第四項で予定されている調書の対象となる」と付け足すものであった。なお本条は、課税手続編第L三八条と、関税法典第六四二項aを、同様の条項に改めることも定めていた。次に本法第一〇八条五項は、次のように定めていた。

第一〇八条第五項 課税手続法典第L一六一B条と第L三八条に基づいて、一九八九年二月三十一日以前になされた

搜索の過程で収集された情報データや、押収された文書、書類は、その搜索を許可したオルドナンスが、本条第一項の一号または第二項の三号で予定されている理由付けを含んでいるならば、課税のための証拠として有効であり、そして今後とも有効でありうる。

搜索場所を除くすべての金庫や車両の搜索を許可しているが、そのような搜索がなされなかった場合の、一九八九年一月三十一日以前になされた取締の場合も同様である。

前二項の条項は、先に見た第一六―B条に基づいて発せられたオルドナンスが、同条第一項で述べている係官の存在に加えて、税務行政の補助係官の参加を認めている場合にも、等しく適用される。

付託者らは、これらの諸条項について、憲法第六六条により、オルドナンスの理由付けにもたらされた拘束と、そして同様に、裁判官に対して、すべての手段によって、金融機関における直接の搜索を許すことを認めた権限が与えられていることを批判した。これに対して憲法院は次のように判断した。

⑨6 裁判官に対して、自らに付される許可要求がしつかり基礎付けられる具体的方法の確認を義務付ける条項を現行のものとして維持しているものである本法第一〇八条は、「裁判官は、自らが考慮した事実的法的諸要素―本件では、証明が要求されている不正な行為の存在を推定させるままにするものである事実や法―を示すことで、その判決を理由付ける」と述べている。これらの記述は、個人の自由の原則と、税務上の不正に対する戦いの必要性との間の調整を保障している、いかなる憲法上の要求も誤解していない。書類を審理し、オルドナンスを発する裁判官に、その統

制のもとで、立法院によって定められた仮説の範囲内において、補足的調査を行なう許可を願い出る可能性を、行政係官のために予定しておくことも同様である。その場合、補足的な許可の記載は、対審の下で作成される調書にもたらされることを法律は予定している。それは、その活動の方法や展開を記載している。これは、司法機関に対して、現行のものにとどまっている課税手続編第L一六―B条と第L三八条、関税法典第六四条の諸条項によって宣言されている保障全体と同様に、これら最新の規定の尊重を監視することを課している。

このように判断することで、司法機関に対してこれらの内容を尊重することが課されていることを明らかにし、それゆえ、憲法第六六条二項に違反しないと判断したものである。

判決はさらに、一九八九年一月三十一日以前になされた諸活動について、次のように判断している。

⑨本法第一〇八条は、既判力を有する過去の裁判所の判決から生じた諸権利も、より厳格な罪刑を決定する刑事法律の不遡及原則も、いずれも侵害することを許すものとして解釈されえない。さらに、諸活動の有効化を、オールドマンズが認めた場合、また、住居の搜索やすべてに金庫や車両に対する搜索が行われていないという条件の下で、これらの搜索の場合に限定したという事実から、差別を構成するところから遠く、反対に、当事者の諸権利がいかなる形態でも影響されないという考慮のもとで、有効化措置の効果を制限するという配慮がなされている。

このように判断することで、本法による遡及効の範囲を限定した。

- (205) 本条が参照している刑事訴訟法典の各条文は、警察留置の一般的な方法や期限などに関する規定である。
- (206) 言語は *Juge de l'application des peines* である。山口編『法辞典』によれば、受刑者に対し刑事制裁の執行により贖罪させるとともに、その社会復帰を準備させるために、一方では、保護観察官の協力を得て保護観察付き執行猶予処分を執行を監督し、また他方では、施設内での執行については刑の軽減、外出許可、半自由の許可など行刑態様の決定について広い権限を与えられた大審裁判所の裁判官のことである。
- (207) 原語は *mesure d'administration judiciaire* である。山口編『法辞典』によれば、裁判機関の運営に関する非裁判的な措置で、係属事件の配分などの包括的なものと、事前手続終了命令のような個別事件を機会とするものがある。これに對しては、原則として不服申し立てができない。
- (208) これらの条文は、刑の軽減や仮釈放などについて定めている。
- (209) 過去に批准されまたは承認された条約もしくは協定は、他方当事国による各条約もしくは各協定の施行を留保要件として、公示後直ちに、法律に優越する権威をもつ。
- (210) 自山のための活動を理山として迫害を受けた者はすべて、共和国の領土内で庇護を受ける権利を持つ。
- (211) 原語は *la commission nationale de la communication et des libertés* である。なおフランスにおける放送役務に対する規制の変遷についてまとめたものとして、高山直也「フランスのテレビ放送と多元主義の原則」『外国の立法』二二六号（二〇〇八年）一七三頁以下がある。
- (212) なお本条については、第九五理由付けにおいて、「大臣会議の」デクレという部分が憲法一三条四項に違反するとして、当該部分について違憲の判断を受けている。従って本条は、憲法院によって、一部違憲であると同時に、解釈留保を要すると判断されていたこととなる。
- (213) 五八一―二七七デクレのことである。
- (214) この条文は、六三―七七法律第六条の条文が、労働法典に法典化されたもので、内容は同一である。
- (215) ストライキ権を主に指している。
- (216) 国家が利子の一部を負担する貸付のこと。国家による補助金的性格を有することになる。
- (217) *Conseil d'Etat, 1/4 SSR, du 13 novembre 1987, 70754*. なおこの事件は、このような組合を設立するためには、一〇万

人以上の住人が必要であるところ、本件組合は、出資金の払い込みがなされた時点で、最新の国勢調査ベースでそれに満たなかった。そのため、出資金の払い込みが無効と判断されたという事案であった。

(218) 異議の申立があれば、委任は認められないという趣旨である。

(219) 前条である、第九十一条は、証券取引委員会が、市場の働きをゆがめるようなレグルマンに対する違反行為に、中止命令を出しうることを定めていた。

(220) 課税手続編第三八条については主に本条第二項に、関税法典第六四条二項aについては主に本条第三項に、それぞれ必要な修正を加えた条文となっている。

〔付記〕

本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文（二〇〇六年九月二五口授与）に補筆したものである。